予算決算委員会産業建設分科会会議記録 （決算審査）	
１．日　時	令和８年９月３０日（水）　９：３０開会 令和８年９月３０日（水）１５：４０散会
２．場　所	議員協議会室
３．出席議員	荒木礼子座長、金崎美和副座長、本多紀元委員、小畠政行委員、 前田えり子委員、上田英樹委員
４．参考人	なし
５．傍聴者	なし

６．会議に付した事件

認定第１号　令和７年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

７．　議事の経過

荒木座長　　挨拶

荒木座長　　開議宣告

９：３０　　開議

認定第１号　令和７年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

■まちづくり部（都市計画担当）

【主な説明】

地域計画課　　決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

小畠委員　　決算説明資料 373 ページの市営住宅管理費について、この二、三年で、市営住宅に入られる方は市内の方か、もしくは市外から入られる方について、どのような状況なのかお願いします。

まちづくり部（都市計画）　状況としましては、市内の方の入居の割合が多い状況です。市外の方も県外の九州など遠方から申込みを頂くこともございますが、多くが市内の方です。

小畠委員	市内の方の入居はどういう状況なのか。市内に住んでいる方が、例えば高齢になられて今までの住宅に住めなくなったとか、その辺りの状況についてお願いします。
まちづくり部（都市計画）	市内の方の入居の状況ですが、城下町付近では抽選になったりする状況ですが、世帯としては幅広く高齢者や子育て世帯など様々でございます。いずれにしても生活は困窮されている状況で申込みをいただいている状況です。また、状況によっては一人親世帯とか、生活保護を同時に申込みされるとか、そういった方も多い状況にあります。申込みをされる方の多くは、民間のアパートにお住まいをされていますが、家賃が５～７万円ほどかかるため、年金所得で生活をされていている方は市営住宅を申込みしたいというようなケースが多くございます。
小畠委員	市外の方では、移住というところで、一旦の住居を探すため市営住宅に入るという方が多いのでしょうか。
まちづくり部（都市計画）	市外の方の申込みでは、特に丹波篠山市であるから申込みたいというよりは、お勤め先が丹波篠山市にあって、現在は市外にお住まいであるという方の申込みであったり、どこでもいいので、安くて空いているところ入りたいというような申込みもございます。傾向としては都市部から丹波篠山市を目指してというような住宅探しは少ないように感じております。
前田委員	同じ市営住宅の管理のことでお尋ねしたいんですけれども、改良住宅というのがありますね。以前は何か別の委員会みたいなものがあったと思うんですけど、入居の審査は地域計画課のほうでされているんですか。
まちづくり部（都市計画）	改良住宅につきましては地域計画課のほうで所管しておりまして、改良住宅審査会により、各支部の支部長や、識見者の方が委員として審査を行った上で入居の決定を行っております。
本多委員	決算説明資料 376 ページの住宅一般事務費ですけども、こちらの事業の効果でそれぞれ件数が出ているんですが、当初予算の中では、簡易耐震診断が 18 戸、計画策定 6 件、改修工事 6 件､危険ブロック塀撤去 3 件を想定されたと思います。計画策定は 6 件で計画どおりだと思うんですが、それ以外に関しては、当初予算より下回っているんですけども、どうい

った原因があるのか教えてください。

まちづくり部（都市計画）　耐震診断の当初予算の件数は18件です。過去に20件程度の予算をとっていたこともありましたが、近年は11件から15件という件数にとどまっておりますので、若干下げて18件とさせていただいておりました。令和6年1月の能登半島地震後は、計画策定、改修工事が非常に多く、補正予算をさせていただいたという経緯がございまして、その流れをもちまして7年度も一定の申請があると想定して予算を上げさせていただきました。計画策定は計画どおり実施していただいて、工事に関しては何百万円と高額になりますので、申請をされましたけども取下げをされた方もいらっしゃいますし、耐震以外にリフォーム工事も合わせて実施されることもございますので、スムーズに移行していなかったような状況でした。

本多委員　金額も高いというところもあって、自己負担のハードルもあるかと思うんですけど、周知とかはしっかりされていたのでしょうか。工事費の高騰とかも関連しているのか。詳細がお分かりでしたら原因についてもう少し詳しく教えていただきたいです。

まちづくり部（都市計画）　おっしゃったように建築費の高騰につきましては、出てきます見積り書を確認しますと明らかに増えていると感じています。そんな中、物価高騰等で生活が厳しいような状況で、少しためらっているというようなことは直接、聞かせていただいております。

本多委員　この事業は安全な住まいづくりを進めるためということで、災害が起きたときに耐えられない古い住宅に対しての事業だと思うんですけども、実際、市内にある旧耐震住宅の総数に対して、このペースで耐震化の目標は達成できるのか教えてください。

まちづくり部（都市計画）　昨年度末に耐震改修促進計画を策定させていただきまして、その基準となります令和5年の住宅土地統計調査に基づいた耐震化率になりますが、住宅全体におきまして、現在86.1%の進捗になっております。高齢者におかれては、将来を見据えた中で、高額な耐震改修工事に取り組むということへのハードルがございます。丹波篠山市だけでなく全国的にも県内も同様の状況になっておりますので、兵庫県等ととも

	にプッシュ型の意識啓発ということで、今後新たに取り組んでいく計画です。
本多委員	しっかりと安全な住まいづくりを進めるために、本年度、次年度と達成できるように進めていただけたらと思います。
上田委員	決算説明資料363ページ、景観形成事業について、前年度から342万3,240円の増額。大きな財源内訳としては、特定財源が少なくて一般財源が330万2,070円ということになっています。大きく増えた要因は何でしょうか。
まちづくり部（都市計画）	景観形成補助金について令和6年度は約227万円で8件の申請がありました。令和7年度は約360万円で10件へ増加しております。それとあわせて屋外広告物改修等補助金について令和6年度は1件、30万円であったものが、令和7年度は4件の255万円へ増加しております。屋外広告物改修等補助金の申請が増加した要因については令和3年度の屋外広告物条例の改正に伴う5年間の既存不適格物件の経過措置期間が令和8年3月末までになっており、既存の広告物については改修補助を活用して是正していただくように指導していたこともあり、経過措置期間の最終年度であったことが大きく増加につながったものであると考えております。
上田委員	決算説明資料364ページの都市計画事務費の中で、都市計画基礎地図出力システム保守料について、都市計画基礎地図を作成されてから時間が経つのかなという気がしているんですけども、都市計画基礎地図の現在の状況を、どのように考えておられるか、お聞かせください。
まちづくり部（都市計画）	基礎地図の更新はできていない状況です。基礎地図の更新には多額の費用が発生しますので、更新時期について慎重に検討している状況です。
上田委員	出力システムについて、こういう保守業務をしているので支障はないのか、その辺だけ教えてください。
まちづくり部（都市計画）	地図出力システムの保守料につきましてはソフトウエアの障害発生時に関する復旧であるとか、プログラムの不具合の改修等のシステムの機能維持が主な目的で保守点検の費用をお支払いをしているものです。一方、出力される地図につきましては、平成14年測量の地図で長い間、更新ができておりません。地図の販売も行っていますので更新していければとは考えておるんですけども相当高額で、なかなか更新でき

	ていない状況です。市域全体を更新するということではなく、変更の大きなところだけでも更新をするとか、そういうなことも考えていく必要があると考えています。
上田委員	私もそう思っています。変わっているところだけもう1回考えてもらえたらどうかなと思います。20何年間の間に変わっていると思うんです。多額のお金が要るということ分かるんですけど、今後どうしていこうかというような方向性だけは考えていただきたいという質問です。 決算説明資料 365 ページの地域開発費ですけど、先ほど説明で里づくり計画について、住山、不来坂で説明をされたということですけど、どのような内容で住山、不来坂へ説明に入られて、その進捗状況とか今後の予定はどうかお聞きしたいと思います。と申しますのは、油井から野中まであるんですけど、新しいところがあまりない状態で、地元の合意も要るのでなかなか大変だと思います。選定された理由と進捗状況それを教えてください。
まちづくり部（都市計画）	里づくり計画は、令和5年に計画策定の案内パンフレットをつくりましたので、作成当初はこれに基づいてまちづくり協議会なで宣伝し策定を呼びかけましたが、なかなか前向きな声が上がってこないので、ワクワク農村の取組みをされている地域に働きかけていきました。今年度もワクワク農村に取組んだ地域として、古市地区と住山地区と不来坂地区へ行かせていただきました。住山地区と不来坂地区で前向きに取組みたいという返事をいただいて、今はアドバイザー派遣に向けてアドバイザーの選定に入ろうとしている状況です。稲刈りも終わったところなので、イベントが多いかと思いますが、話合いが持てるように働きかけをしています。
上田委員	決算説明資料 367 ページの都市計画事務費の繰越明許費、大沢新道路設計業務の成果物について、令和6年度が297万円、令和7年度に1,300万円をかけて設計業務委託をされているんですけど、成果物はどのようなものなのか、概要を教えてください。
まちづくり部（都市計画）	大きく3点ございます。一つは交通量調査の実施、ポイントとしては3か所で実施しています。それから将来の交通量推計、社人研の令和22年度人口推計に基づき将来交通量推計を出しています。それともう一つは、道路構造の比較検討

	です。オープンカット工法とトンネル化工法の比較検討をしたものです。
上田委員	成果物の概要版とかをいただくことは可能でしょうか。
まちづくり部（都市計画）	またお示しするようにさせていただきます。成果品は製本というような格好でまとめたものではなくて、県土木や警察と協議をした際に指摘を受けたものを、修正や改善するために実施した業務になっていますので、何か計画策定というような成果物を目的とした形でまとめたものではなく、ファイルに綴じている資料のようなものになっています。
荒木座長	後ほど、資料の提出についてお願いします。 （後刻、資料の提出あり）
上田委員	決算説明資料 373 ページの市営住宅管理費について、374 ページの工事請負費、河原町、こしお、市山ストック総合改善事業で実施されています。この 3 団地は令和 7 年度で完了したのかが 1 点目。そして 375 ページの徴収実績について、徴収については頑張っていただいたんですけど前年度より下がっています。その中で監査委員の意見としては、新たな未納の発生防止に努められたいということと、個々の状況に応じた適切な徴収対策を講じられたいという審査意見が出ています。どのような対策を講じられようとされているのかを教えてください。
まちづくり部（都市計画）	まず、ハード事業におきましては令和 7 年度で全て完了しております。 徴収に関しましては御指摘のとおり、前年度より下がった状況です。担当者としてしっかり徴収に取組んでいかないといけないと思っておりまして、令和 8 年度に入ってからですけども、早速に明渡し請求の通知をさせていただいて、それが生活保護につながったり、もしくは就職ができたのでお支払いしますというような約束で入金をいただいている状況です。そういった非常に厳しい通知をし、効果を得ております。これまでは電話で催促しても約束を破られる、分納誓約をしても不履行で終わってしまうというようなことがあり、事情を酌みながらも、こちらとしても公平性の観点から、一歩進んだ明渡請求の少し手前のような通知をして、そういった文書でお示しすることが効果的であるというふうに思っております。

上田委員	市営住宅使用料等については、過年度分と現年度分の未収金は、広く浅く未収金が発生しているのではなく、ある程度決まった方が払われてないというような理解でよろしいでしょうか。
まちづくり部（都市計画）	はい、そのとおりです。同じ方が滞納されていて分納誓約の不履行で未収金が増えてしまっています。また、分納を守っていただいて少しずつ減っている方もいらっしゃいます。新たな方を増やさないという取組みは心がけていきたいと思っております。
小畠委員	決算説明資料 365 ページの地域開発費の事業効果のところです。適切な土地利用誘導が行われたとあります。地域の合意形成について、開発業者と地元住民との間で、どのような連携がとれたのか、例えば意見交換であったり、いろいろと地元の意見も出てくると思うんです。また、開発する地域の周辺の住民さんは、どの範囲までこういう計画についての説明が行われるのか説明をお願いします。
まちづくり部（都市計画）	まちづくり条例の手続としましては、事前協議という手続と許可申請という手続をそれぞれしていただきます。まず事前協議では、3,000 平方メートル未満の開発については、その事業地から 100 メートルの範囲にある建物や土地をお持ちの方、事業を営んでおられる方、また地域を代表するような自治会長といった方々に対して、事前に説明に行っていただきます。集会で事業者より説明をしていただいたり、チラシを配る、自治会長にお願いして回覧をしていただくといった方法で周知をしていただいているところです。3,000 平方メートル以上の開発につきましては、300 メートルの範囲で同じように周知をしてもらった後に、事前協議申出書の提出を受けまして、市が主催する市民向けの説明会を開催しております。その中で、様々なご意見を伺いまして、事業者にはその意見を踏まえて計画し直してもらい、開発許可申請をしていただいてるという状況にあります。
小畠委員	例えば住宅地として開発されて、その住宅地がしばらく更地のままという場合、それに対してペナルティや市からの指導があるのですか。
まちづくり部（都市計画）	地域計画課でしばらく更地になっていることについて、直接、指導するようなことはありません。

まちづくり部（都市計画）　補足させていただきます。まず目的どおりに施工されていない場合ということでございましたら、土地の状況にもよりますけども、もともとが農地で、それを宅地にして分譲するというようなケースでしたら、それが更地のままで最終目的が達成されてないということであれば、それは農地法の管轄になるケースもございます。また地域計画課では、最終完了検査をして計画どおりできている場合に、検査済証を発行しますので、検査時に、できていなければ是正指導を行っております。

■　まちづくり部

【主な説明】

地域整備課　　決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

小畠委員　　決算説明資料 377 ページの空き家対策費について、まず事業効果のところで、空き家所有者への意識の改善が図られたとあります。所有者に対してどのような指導をして、そのうち、どのように適正管理へと意識が変わったのか、その辺りお願いします。

まちづくり部　　助言や指導という段階で多少文言は変えていますが、まず現場状況を確認して、最新の写真を取りまして、その所有者を調べまして、その所有者というのは登記を調べたり、あとは課税に対する固定資産税の請求先等々を調べて、その方に対して、今こうなっていますよという状況、もしくは近隣地元からの相談であれば、こういう被害が実害をこうむっているみたいなところを記載しまして、所有者に文書として送ります。場合によっては、いついつまでにと期限を切って回答をお願いしますという連絡をして、連絡をいただけた方に対しては直接話していくという流れで助言や指導を行っております。そのときに、私どもとしては、状況を改善するための補助メニューであったり、もしくは売却や利活用移行できるようなものであれば空き家バンク等を紹介したりしています。

小畠委員　　ちなみに管理不全空き家が何件あるのか。そこの所有者が判明しているのはどの程度あるのか、その辺りお願いします。

まちづくり部	具体的な数字は把握できていませんが、創造都市課のほうで定住促進推進員を自治会で任命していただき、空き家の調査をやっていただいておりますので、地域整備課で調査ではなく創造都市課の調査結果を共有していただいたところ、1,000 件を超えるぐらいの空き家が上がってきていたと記憶しております。その中で、管理不全空き家として地域整備課で何件把握しているかというのは調査できておりません。相談いただいた物件に対して、管理不全な状況であるとかを、そこで初めて認識していますので、今、総数的な把握はできていません。
小畠委員	現在の時点で強制撤去まで考えているような物件がありましたらお願いします。
まちづくり部	強制撤去まで考えている物件は、油井以外ではありません。現在は、所有者様で解体に前向きに動いていただいている物件が 1 件あるかなというところです。
本多委員	決算説明資料 348 ページの道路維持管理費です。決算書から読み取れなかったんですけど、実際に要望総数はどれぐらいあったのかと、それに対して未実施の数が分かれば教えていただきたいです。
まちづくり部	道路維持管理費の令和 7 年度の実績に対して、全ての箇所でいいますと、合計 49 件ある中で、繰越しの箇所を 27 件としておりますので、22 件が完了しております。
本多委員	繰越しの分もあると思うんですけど、そこの要望に対しての優先順位は、どのようにされているのか教えてください。
まちづくり部	まず側溝修繕と舗装修繕に大きく分けていまして、舗装修繕よりは側溝修繕のほうが排水の不良による宅地への浸水や、被害に直接つながるものと考えておりますので、側溝修繕を主に早期に発注して、舗装修繕の優先順位を下げております。舗装修繕の中でも、損傷の度合いによっては、側溝修繕とあわせて、早期の発注に組み込んでおります。よく年度末に舗装工事が多いなっていう住民さんからの感想がありますのは、そういったこちらの発注の順番を持って行っている結果だと認識しております。
本多委員	分かりました。舗装ですけど、例えば交通量とか通学路の近くであるとか、そういったところの優先順位とかは特に定められてないのでしょうか。
まちづくり部	道路現場を確認した際の道路の利用状況、水路の利用状況、通行量に応じても優先順位を決めておりますので、おっしゃるような要素も加味しております。

上田委員	決算説明資料 42 から 43 ページ、市営駐車場管理費の中で、以前から少し危険な駐車場があったというふうに認識しています。「安全で快適な施設環境を保持し」ということですけど、塀が歩道のほうへ倒れたというようなことが今年もありまして、数年前にも歴史美術館の前であったと記憶しています。今後、きっちりとした対策をとられて、当分、こういう塀などの補修、または修理をしなくていいのか、その辺りについて教えてください。
まちづくり部	ご指摘のとおり大手前南駐車場の塀が劣化によって倒れたという事件がありました。幸いけが人もなく解消できたのですけども、そのときに、似たような造りをしている歴史美術館前駐車場についても、目視による点検を行い、現状さしたる劣化や危険はないと認識しております。喫緊での問題はないとは思っていますけれども、今後においては補修の必要も感じております。
上田委員	決算説明資料 347 ページの道の駅整備事業について、2 億 4,600 万円は令和 8 年度へ繰越しですけども、その関連も含めた中で、開業に向けて、自立した運営形態の意識向上が図れたという事業効果なんですけど、現在の進捗状況について、来年春に向けて順調に進んでいるのか確認させてください。
まちづくり部	進捗状況につきましては、順次、それぞれ道路、建屋の改修の発注をしているところです。近年の資材単価の高騰なども懸念しながら発注を順次、進めております。道路事業について若干、新設道路も計画しておりまして、8 年度内の補正も必要な部分があろうかと思います。それと 1 点が、関係する建屋内装に関係する建屋中の備品類については、国交省並びに農水省とともに国費の対象外であるということを聞いておりますので、その辺りについても、交付金活用できないので、今後、商工観光課や指定管理者と調整を踏まえながら、補正も必要な部分があるかなと感じております。現状、工事につきましては順次、発注しておりますので、2027 年春のオープンに向けて執行しておるところです。
上田委員	今後も情報提供をいただきたいと思います。次に決算説明資料 352、353 ページの国庫補道路整備事業の中で、前年度決算から比べ 35%減の事業費になっています。これはどのような原因があるのか。繰越し明許の関係もあると思うんですけど、その辺の理由を教えてください。そして 49 の法定点検を実施されたということで、別紙がついています。その中で、安全安心な交通基盤の本体の健全性が確認できたということですけど、実際に工事をしなければならないよ

	うな橋梁はなかったのか、その辺が書いてないので、教えていただければと思います。
まちづくり部	国庫補助道路整備事業の7年度の事業費の決算額が前年度から減少している要因としまして、先ほど説明がありました交付金の内示が少なかったということを受けて、橋梁の点検を49橋の数で実施しております。本来こちらの希望としては、年200橋のペースで実施したいところが、内示に合わせた49橋になりましたので、そちらでの事業費の減額がまず大きな要因です。あわせて、橋梁の補修についても、令和7年度当初予算では補修の数を計上しておりましたが、内示の減少を受けて点検業務を優先した結果、8 年度に補修を先送りしましたので、7年度の決算には現れてきておりません。
上田委員	点検の結果、安全性の確認はできたのでしょうか。
まちづくり部	令和7年度に実施した点検の中で緊急を要するような損傷の橋はありませんでした。
上田委員	決算説明資料356ページの河川総務費の中の河川環境整備、市内に228自治会にお願いをしているもので、1,800万円、県支出金そのうち3,440万3,700円が支払われて、事業の効果としては、地域内のコミュニティと住みやすい環境域への向上など効果発現に至るということが書いてあるんですけども、実際に各自治会によって法面をやられたり、川底をやられたりさているのと、皆さんお年を召されてしんどいなというようなとこもあるかと思うんですけど、実際に3,440万3,700円を執行された中で、そういうやめたいというところや意見等はなかったのか。実績や住民の方の感想を教えていただいたらうれしいと思います。
まちづくり部	上田委員も懸念されておりますとおり、やはりどこの自治会であっても高齢化が進んでいるという中で、もうこれ以上はできない、除草作業ができないというようなご意見などもよくいただいております。そういった部分については、市の植栽管理といいますか、道路除草の中にも通行量が多いところについては、市で対応しております。
まちづくり部	今、説明したのは道路の部分になりますが、河川につきましても、自治会で作業が困難であるということであれば、報償費を例えばシルバー人材センター等へ、いわゆる業者へ委託することで、実施できる面積が少なくなってしまいますが、利用していただけることを御案内させていただいております。
上田委員	決算説明資料368ページ、都市施設管理費について、篠山口駅の

	自由通路状況について、先ほどの説明のとおり雨漏り、そして天井盤の落下等がありました。そして早急に点検しなければならないというようなことを言われたんですけれども、実際にこの自由通路状況について、都市施設管理費の中で令和7年度も支出はあるんですけども、実際にどのような状況になっているのか。また、今後、実際に点検とかの方向で進まれるのか、またその時期はいつなのか。もし今、検討中のことがございましたら教えていただいたらうれしいと思います。
まちづくり部	おっしゃるとおり、もともと雨漏りの染みがあったので漏れているだろうなという認識がそもそもありました。ただ程度が分からなかった中で、天井の剥落事故がありまして、そこで影響はかなり進んでいるということも、その地点で認識したところでありました。それを受けて、全体を根本的な改修、補修を見据えた点検が必要であると思いまして、今、ＪＲのほうに点検業者を紹介していただく問いかけをしております。紹介業者がいただけたら、すぐに見積り等に進んでいって、どのような内容で点検できるのかというところを検討したいと思っております。
上田委員	そのようにしていただいてうれしく思います。篠山口駅の整備とか、にぎわいづくりはまちづくり部の都市計画担当でも着々と基本構想まで進められて、重要事業であるということで進められているのは、私はそれはいいかと思いますけども、やはり、駅を利用される方の安全がなければ、いくら賑わいをつくっても意味がないと思っていますので、ぜひとも、まちづくり部の地域整備課の方については、やはり安全安心な駅というところを思っていただいて、その事業等について検討いただきたいということを申し添えて質問を終わります。
まちづくり部	駅の自由通路につきましても地域計画課にて実施中の駅前改修にあわせて検討を一緒にしていただいております。その中で、以前からのプロジェクト等により、木質化を検討することとなっていますので、駅前改修実施までに点検を実施し一緒に改修したいと考えております。
前田委員	先ほどから高齢化で大変だというお話が出ているんですけれども、決算説明資料357ページと359ページのみくまりダムと栗柄ダムの管理事業ですけども、自治会に清掃業務とかを委託されているわけですけど、今どんな状況でしょうか。大変なのかというふうに思うんですけど、どういう状況でしょうか。

まちづくり部	みくまりダムにつきましては、かねてから三熊の自治会の皆さんにお世話になっておりますが、現在のところ、今の業務内容であれば対応できますということで聞いています。栗柄ダムについても、栗柄自治会に周回道路の草刈りでなどをお世話になっておりますが、ダムの管理事業については、高齢化に対して、そういった懸念というような連絡は今のところいただいておりません。
前田委員	皆さん元気で取り組んで頂いているということで理解しました。みくまりダムと栗柄ダムの事務所の清掃ですか、管理棟の清掃、そういったところが違うんですけども、これはどういうふうに事務所の清掃とかをされているんでしょうか。
まちづくり部	管理棟の清掃業務につきましては、みくまりダムについては三熊の自治会さんにお世話なっております。それから、栗柄の管理棟については、道路パトロール員などの職員で、定期的に点検に行きますので、その際に合わせて行っている状況です。
小畠委員	決算説明資料 368 ページ、370 ページ、市営駐車場の関係と公園の管理の関係で、丹波篠山市では今、観光について頑張っています。大体、観光地で 1 番ポイントになるは、駐車場からトイレ整備です。そこが今後どのような考えなのか。まだまだ整備が必要かというところがあれば教えてほしいのと、その次の管理について、今の説明にもありましたように地域の方での管理がなかなか大変なってきているとなると、業務委託であったり、どこかに発注することになります。その財源について、一つは駐車場料金を今後、変えていく必要があるのかなと思うんですけど、管理についての課題、それから今後の財源について、どのようにお考えかお願いします。
まちづくり部	まず管理のところでいきますと、市営駐車場については、ほぼほぼシルバー人材センターさんを利用させていただいております。なので、シルバー人材センターさんでやっていただいている部分については、このまま継続できるのかなと思っております。公園の一部には自治会だったり地元の団体へお願いしているところです。ただ一部で、鐓市ダムについては、最近、熊の出没情報があり危険を感じるというような声もいただいていますが、地元でまず頑張ると踏ん張っていただけるような状況です。高齢化については、南矢代駅は老人会でやっていただいているので、切替えていかなければいけないのが直近喫緊の問題としてあります。今はシルバー人材センターさんに打診をしておりまして、随時そういった民間団体を使っていくことにしています。切替えが必要な場所もそういった民間の利

	用で管理はできると思っております。 駐車場の利用のほうは、今回、駐車場の利用料改定を行って、まさにこの 9 月から、いわゆる繁忙期料金がスタートされ、最初の 1 か月がやっと終わるというところです。それまでは通常料金も、もともとの 400 円から 500 円に値上げをして、5 月、6 月と来てましたので、そこで、やっと駐車場料金の値上げに係る効果が見えてくるのかなと思っております。また 10 月を迎えれば黒豆の解禁を迎えるので、まさに丹波篠山市の 1 番ピークが見えてきますので、その辺りを年度末に精査させていただいて、値上げの効果をまず検証したい。それをもって維持管理にかかる費用や駐車場の設備の更新などなどの内容や金額が見えてくると思うので、その辺りは総合的に事後調査をしていく考えです。
本多委員	決算説明資料 352 ページ国庫補助道路整備事業です。先ほども質問があったのですが、交付金の減少によって、当初予算で 199 橋の中で 49 橋を実施されたということですが、道路法上だと 5 年に 1 回点検をしないといけないことになっています。今、予定していた点検の 4 分の 1 しか実施されてないと思うんですけど、5 年 1 回のサイクルには影響はないのでしょうか。
まちづくり部	おっしゃるとおり当初 199 橋を予定していたものの未実施のものについては、5 年を超えた状態になっておりまして、それは令和 8 年度の今、点検を実施中です。5 年に 1 度という法定点検で国に報告するような点検まではできていないんですけども、道路管理者としては、職員ができる点検は道路パトロールの際に実施しておりますし、前回の 5 年前の点検の結果を見て、その損傷の程度によって、職員が直接見に行く橋を選んでおりますので、法定点検報告としては 1 年延期になっていますけども、日常管理としては把握に努めております。県内でも同じように交付金の減少により、5 年に 1 度の点検できていないような状況は、本市でだけでなく、県下でも発生しておると聞いておりますので、こちらとしては、日々のパトロールの中で安全の確認には努めていきたいと思っております。
本多委員	既に 5 年を超えていることはかなり気がかりですが、このまま、交付金が少なくなると、さらに遅れていくような状況があるのかと思います。県下でもそういうことが起こっているということですけど、どれぐらいの市町村がそういう状況になっているのか。その辺りもし把握されていたら教えていただきたいです。
まちづくり部	令和 7 年度の交付金の内示が減少したことを受けて、令和 7 年度

	の県下の状況を兵庫県を通じて確認した際は、県内、丹波篠山市を含めて3市町が減少を受けていると聞いておりました。令和8年度の当初では、こちらが要求した交付金の内示は受けておりますので、県内でも内示の状況は、確保できておりますし、今後、老朽化が進行して補修工事に交付金がさらに必要になってくるという状況を受けては、国に対して兵庫県を通じた交付金の要望活動も行っておりますので、まずは8年度で事業費を確保して追いつくような努力はしております。
本多委員	一時的なものという認識で把握させていただきます。引き続き安全な道路を点検よろしくお願いいたします。
小畠委員	道路維持管理について、県道になるんですけども、今年なかなか草刈りが十分進んでないかなという認識があるんですけど、担当課として、例えば県に対してどこまで県に市民からの通報を伝えていただけるようなシステムになっているのか、その辺りお願いします。
まちづくり部	生活交通に直結する草刈り業務については、もう待ったなしで市内全域が同じように草が繁茂するという中で、4月、5月に県のほうからは委託によって決定した各方面の業者の連絡は受けております。その中で、それぞれ契約期間とか詳細の契約情報までは受けておりませんけども、担当の業者が判明している中で、5月、6月の1番初めに繁茂するときに、住民さんからの通報としては、まず市が連絡を受けておりますので、すぐに県につないで、県の中で、請負業者の実施の優先順位を変更していただきながら、その繁茂の状況に対して苦情のところの優先の対応はしていただいております。
小畠委員	業者さんの対応もあるかと思うんですけども、今年は雨が多く、その辺りも十分ではないんですけど、今後、例えばまだちゃんと管理ができてないところに対して、担当としては県にどういうふうに要望とかを伝えていくのか、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。
まちづくり部	こちらも日々現場のほうに出ておりまして、業者さんが請け負われている路線というのも、地図では把握しておりますので、その中で現在も作業中であることも認識しておりますし、作業が進んでない繁茂の状況も確認しておりますので、そういった中で、一通行者として、国・県道を通行するときに、支障に感じているところは、市からも住民の通報を待つだけではなくて、職員として、同じ道路管理者の立場としての上、現場の情報を県のほうには伝えておりますので、その中で、支障が大きくならないように対応してもらうよ

	うなやりとりや連携はしております。
小畠委員	例えば今後、市民から市の担当に言っていただく方法もあるけど、も、例えば県に直接言っていただくようなシステムも必要かと思うんですけど、その辺りについてはいかがでしょうか。
まちづくり部	道路における草刈りや損傷の通報の方法は、兵庫県も緊急ダイヤルを設けておりますし、国土交通省が提供しているラインでの通報手段もあります。住民さんとしては、市にまず連絡をする手段は多いんですけども、市からの連絡ではやはり時間差が生じる場合がありますので、住民さんに通報の手段がほかにはこういったことがあるということを周知して、現場の情報が早く、それぞれの管理者に伝わるような市民の皆さんへの通報の方法というのを周知していく必要はあるかなというふうに感じております。
小畠委員	是非それを周知してください。お願いします。
金崎副座長	決算説明資料 369 ページの都市施設管理費について、篠山口駅西公営駐車場の駐車台数の一時駐車のほうは増えているということですけど、定期のほうは減少している原因についてどのような考えなのか教えていただきたいです。
まちづくり部	定期利用の減少については、具体的にこれだというものはないのですが、こちらとして考察しているところでは、近くに 100 円のとても安い民間の駐車場ができたり、周辺の環境の状況が少し変わってきているのかなと思っております。そうすると駅西駐車場の定期利用をするより、都度、安い駐車場を探したほうが利用者のニーズにかなっているため定期利用が減っていることが考えられます。
金崎副座長	どうしても状況がどんどん変わっていくと思いますのでその状況も見ていただきながらやっていただきたいと思います。
上田委員	決算説明資料 358 ページの河川維持修繕事業の浮き草の関係ですけど、まず、令和 7 年度もされて、令和 8 年度もされて、ずっと続けていかなければならないのか。堀の景観、生き物の生息環境改善ということがあるんですけど、大体何年ほどしたらしなくていいのか、見通しを立てられてされているのか。それから、この委託料と工事請負ですけど、大体、道路の修繕料は一般入札なんですけど、市内の業者に随意契約されています。第 8 号と第 9 号についてなぜ随意契約なのか教えてください。
まちづくり部	まず、見通しについては、浮草除去の専門業者、船を使った専門業者の聞き取りとして、まず 3 年は必ず続けることで効果が発現すると聞いておりますので、令和 7 年度から実施をして 9 年度までは

	委託の状況を続けたいと考えております。2 年目に当たる令和 8 年度にも実施はしましたけども、担当課の感想としては、令和 7 年度に行った後の 8 年度の繁茂の状況が、北堀については実施までに、半分の面積の繁茂でとどまっていたとのを確認しておりますので、効果は出てるものと考えております。次に、随意契約については、令和 7 年度も随意契約をしました。この特殊な船舶を用いた業務が主たるものになりますので、この契約相手方は、市内の建設業の組合の理事長をされているところで、1 業者という性質ではなく、組合に委託したという形で随意契約の理由を整理しております。ですので、第 8 号と第 9 号についてはその業者を請負として、市内の組合の業者さん、多くの業者さんに参加をいただいて、特殊船舶を使ったその特殊船舶が競争入札に適さないというふうに判断しての随意契約となります。最後に、工事請負費のほうの随意契約については、予算が少額であったので財務規則に基づいた随意契約としております。
荒木座長	決算説明資料 368、369 ページ、都市施設管理費の篠山口駅西公営駐車場公営駐車場について、一時利用が増えたことについて、分析はどのようにされているのでしょうか。
まちづくり部	定期利用が減った要因は、こちらも感じていまして先ほど申し述べたような分析のとおりですが、一時利用が増えている要因については、ちょっと視点が欠けておった部分があります。ですので、増えた部分については、これから見直して考察していきたいと思います。
荒木座長	そういった要因の分析をされて今後、駐車場を利用してもらえるよう考えていけばいいのかなと思いましたのでお聞きさせていただきました。 それから決算説明資料 358 ページの河川維持修繕事業の堀のヒシの状況ですけれども、こちら特殊な船舶を持っていらっしゃる会社は西日本では 1 社程度しかないと伺っております。そこに直接随意契約ではなくて組合を通される理由は何でしょうか。
まちづくり部	浮草の除去の作業の手順を考えたときには、特殊船舶で除去したものを陸揚げ。それから重機によるトラックへの積み込みから最終処分の運搬といった過程が必要となります。特殊船舶のほうではそこまでの機械を持っていないということがありまして、市内の土木業者さんの重機を使用した協力を得る必要がありましたので、直接、特殊船舶の業者への請負ではなくて、市内の業者さんの作業との共

同によるものとして契約をしております。

■農都創造部

【主な説明】　農都政策課　決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

小畠委員　　決算説明資料 295 ページの農業農村施設管理事業で、結構売上げが伸びているところがあると思います。まず、その要因が分かっていれば説明をお願いしたいのと、利用料金によって運営をしているところと、委託費として運営を頂いているところの違いについて、何をもってその判断になったのかその辺りお願いします。

農都創造部　　指定管理施設についてのご質問かと存じます。利用者数が伸びている施設が見られる理由につきましては、各施設のほうで集客の促進活動をそれぞれに頑張っていただいていることから伸びていると担当課では考えております。それから施設のうち利用料金により賄っているところと、指定管理料により運営を頂いているところがあり、利用料金制をとらせていただいているところとしまして、ハートピア農園、大山市民農園、八上ふるさと館の 3 施設になります。これらの施設につきましては、それぞれの利用料金が施設の運営費用を上回ることが見込まれる施設になっております。そのほかの施設につきましては、主に貸し館の使用といったものが主な用途になってまいりますので、そこまでの収入が見込めませんので、指定管理料を支払いする形で運営していただいているという形になっております。

小畠委員　　各施設の売上げに関しては全部がその運営団体の収入になるということでよろしいですか。それともう 1 点、今後、老朽化した施設について修繕費等は市が見るということでよろしいでしょうか。

農都創造部　　収益が一定以上、上がりまして収入が支出を上回った場合は、施設ごとの指定管理者との協定の内容により異なりますけども、割合に応じて上回った収入の一部を納付していただいているところもありますし、一定額を納付していただいている施設もございます。それから、修繕費の件になりますけども、こちらも各指定管理者との協定により若干異なってなってまいりますけども、一定の基準額を施設ごとに設けておりまして、それを下回る修繕に

	ついては、各指定管理者の費用で修繕を頂く、それを上回るものについては市のほうで修繕を対応させていただくという形になっております。
農都創造部	補足になりますけれども、指定管理施設におきましては、リスク分担として修繕に係るものについては、収入を生まない施設、かつ特に貸し館施設については、3 万円を上限として、協定を結んでおります。また市民農園等収入を利用料金制によりまして運営をしておりますところについては、このリスク分担の額を 10 万円として設定をさせております。それともう 1 点、修繕に関するご質問がございましたけれども、ハートピア農園また大山市民農園については、基金として余剰金を積立てております。施設の修繕に係ります費用については、基金を活用しながら修繕をさせていただきますが、そのほかの施設については一般財源により修繕等を行わさせていただいております。
本多委員	説明資料 309 ページの農地利用促進事業ですけど、事業の効果で地域計画は 18 地区で完成したと記載されています。これは所管が違うと思うんですけど 289 ページの農業委員関係費のところで、各地区地域計画推進会議 18 回という記載があります。この２つはリンクするのかと思うんですけど、そうした会議を 18 回開かれて計画策定されたと思うんですけど、計画が策定されて、実際に担い手未定の地域の改善とか貸借の件数が増えなど、そういう計画策定後の成果みたいなものに関して、もし把握されているのであれば教えていただきたいです。
農都創造部	農都政策課として、地域計画の策定に取組むに当たり、何点か取組むべき考え方を整理し推進してまいりました。ご質問の具体的な取組みの成果についてはなかなか評価として難しいですけれども、農都政策課として、取組んできました目標としては、まずは担い手のない農地につきまして、どうやって担い手を探していくか、地区として将来を考えることが一つの大きな目標と考えております。またそれ以外には、地域の中で農業者の高齢化が進んでいる地域もございます。18 地区、全体に通して今後、地域の農業の将来を考えたり調整を頂くようなリーダーとなる方の育成といったことも、計画づくりに併せて取組んできました。3 点目は、これまで集落の中で農業を考えるということが大きかったと思いますが、集落だけではやはり補完できない部分がどうしても出てきます。こういった地域の状況を小学校区の単位として意識を高

	めていくことも取組んできました。それから最後に、地域と担い手との今後連携の仕組みづくりをどのように整えていくかという視点も持って、地域計画に取り組んでまいりました。まだまだ 3 年目ということで初期の段階でありますけれども、一定の成果としては地域として農業の将来の在り方を考えたり、農業の制度を認識してもらえる方々をまずは増やすことができたことが一定の成果として考えております。まだまだ地域の取組の状況を集落を超えて共有しながら、今後、地域の姿あるべき姿に向かっていくのか、皆さんと一緒に検討していく必要があると認識しております。
本多委員	丁寧なご説明ありがとうございます。これからの農業をみんなで考えていこうということで意識を高めていくということを進められると理解いたしました。一方で、なぜそれを高めていく必要があるのかと言うと、やっぱり担い手や担い手がいない農地をどうしていくかが最終の成果になるかと思いますので、できればこの事業において、そこまでの成果が出たというところまで追いかけることができれば、よりどういうふうに意識を高めていくのかや、この地域はこういう成果が出ているから意識が高まったと判断できるなど、良い判断基準なるのかなと思いましたので質問をさせていただきました。 もう 1 点、決算説明資料 310 ページ担い手支援事業の予算現額の中で 6,380 万円が繰越しということで、これの理由と原因について、どういうことが対象で繰越しになっているのか説明をお願いしたいです。
農都創造部	こちらの令和 8 年度への繰越しについては、まず国の機械導入の補助事業が、これは全額にあたるものです。令和 7 年度に国が 12 月の補正予算で取組ました機械導入補助で、年度内に機械の調達が困難であったことから事業全体を繰越しさせていただきました。
上田委員	決算説明資料 295 ページ農業農村施設管理事業の中で、ハートピアセンターについて､令和 6 年度の実績と比べて利用者が 2,700 人減っているんですけど減った理由を分析されていますか。
農都創造部	ハートピアセンターの利用に当たっては、地域の方々が利用されておりましたけれども、旧保健センター等を地域の方が活用されたことによりまして、一定、利用者が移り変わったと認識しております。

上田委員	使用料及び賃借料でハートピアセンターの借地料が 112 万 2,200 円あります。ここは修繕料とは基金から持ち出している、また利用料金制を採用していますという話でした。この借地料の考え方なんですけど、特定財源の欄を見ていましたら寄附金でハートピア農園と大山市民農園利用料金料余剰金が二つ合わせて78万 3,000 円です。毎年、農地を持っている所有者に対して、このような基金とか一般財源を使って、この分を払われているような状態なのでしょうか。
農都創造部	まずハートピア農園に係ります借地料については、施設設置以降、農地を地権者から借受け料としてお支払いさせていただいております。また収入の部分でハートピア農園また大山市民農園の利用料金の余剰金については、農園利用者からの利用料金で運営しておりますけれども、その余剰金を収入としての財源として、一定基金に積ませていただいてます。
上田委員	毎年の借地料はどこから出ているのでしょうか。一般財源からは出ているんですか。それともどこが違うところから払われているんですか。その財源は何ですか。
農都創造部	借地料は一般財源からお支払いをしております。ただハートピア農園の農園利用者から頂く利用料金から、この 112 万 2,200 円に相当する余剰金が出れば、そちらを収入として寄附金としてはお預かりしております。昨年度の場合、利用料金の中で、支出が多かった部分もありますことから、この借地料に係ります部分までは指定管理者から納付いただくことができなかったという要因になっております。
上田委員	大分前からこの施設はあると思うんですけども、現在は市の事業で一般財源で払う。もし利用がたくさんあり相当の収入がある場合のみ指定管理者が払うというような考え方なんですけど、私はどちらかと言うと利用料金制でしたら指定管理者から払ってプラマイゼロでいくのが理想じゃないかなと思うんですけども、その辺いかがですか。
農都創造部	考え方としては、利用料金の中で借地料をお支払いできるというのが本来と考えております。ただ、利用者も 5 年を一つの期として入退去される中で、空き状況が出た場合については収入が少し下がる部分もあります。昨年度もそういった状況があったものですから、今回、一般財源にも食い込んでいるという状況です。
上田委員	今回だけという意味でしょうか。これまでからそうだったので

	すか。
農都創造部	今回だけではなく、過去にも何回かそういう状況がございました。
上田委員	収入と支出の関係だと思いますけど、地権者の方から大事な農地をお借りして、借地料をお支払いしている。それはやっぱり利用者の方からの収入の中で運営するのが自然だと思いますので、今後、留意してやっていただけたらうれしいと思います。
農都創造部	ハートピア農園また大山市民農園もそうですけれども、利用者の空きや空き施設がないよう情報発信等々、指定管理者と努めてまいりたいと思います。
上田委員	決算説明資料 297 ページの特産物振興事業から 298 ページ生産調整対策事業について、令和 8 年 9 月の補正予算で、山の芋振興奨励金については市長総括質問が出たというところで、これは山の芋の振興を目指す目的だというところになっています。298 ページを見ましたら、事業の効果の中で、米の作付け面積の推移は令和 5 年度から約 8%となっています。主な転作作物の作付け面積の推移については、黒大豆は、令和 5 年から 7 年の段階で 8%の減。枝豆も 17.5%の減、山の芋が 30%の減、小豆が 35%の減、保全管理が 4%の増ということで、山の芋だけでなく、ほかの転作作物もだんだんと特産物が減ってきているのではないかと読み取れます。今回は山の芋を 17 ヘクタールに戻しましょうということで補正予算を組まれて奨励金をアップされたのですけど、他の黒大豆や小豆などについて、この減り具合をどう考えて、今後どうされようとするのか。この辺りを教えていただけますか。
農都創造部	今、ご指摘頂きました令和 7 年度の作付面積の過去からの推移ですけれども、昨年度この数字がまとまった段階におきましては、お米の値段が急騰するという情報もありましたので、お米の面積が上がって他の作物が減るというのは一定、自然なことと捉えていたところですが、山の芋、小豆につきましては、これまでからも減っています。山の芋は先日お話しさせていただいたように力を入れていくということ。小豆につきましても関係者協議を現在、行っているところです。黒大豆、黒枝豆につきましては、本年度はちょっと戻るかなと見ていたんですが、今の推移としては米の作付面積はそのまま続いておりまして、黒大豆もちょっと戻ってきていないというところです。黒枝豆、黒大豆につきまして、来年度またお米が減ったときに、どのように推移するかというのを

	見守らないといけないと思っています。やはり何よりも高温の影響により、皆さん作付けに苦戦している状況がございます。まずそこをテコ入れするというところで、今、様々な栽培実証をして情報発信を進めているところでございます。一旦そこでそれがどのような効果を生むのかというのを見ながら検討していきたいと考えているところです。
上田委員	さきほども申しました通り。転作作物の作付は 8%の減、水稲についても同様です。また保全管理等についても増えてきているので、その分でこれは減になっているというところがあります。今までの補正予算の審査、そして議論の中では、山の芋に特化された内容で意見が出ていました。また、市においても、そういう内容で提案されたんですけど、この表を見ていたら、他のものもやはり減っているというところはきっちりと分析して、どうしていくのかというところも含めて、山の芋だけじゃないというところを入れて、今後、十分に検討していただく必要があるなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。 次に決算説明資料 299 ページの農業遺産推進事業について、前年度 580 万円から 240 万円に減になった理由は何ですか。
農都創造部	昨年度におきましては、エコタンブラー作成がございまして、それが 165 万 5,200 円ありました。それが 1 番大きな減の要因になっています。また農業遺産推進協議会の負担金につきまして 100 万円を組んでおりましたので、こちらと合わせて 260 万円となりますので、それが主な理由になっています。
上田委員	決算説明資料 305 ページの環境創造型農業推進事業について、農都のめぐみ米等に課題があるということで説明あったんですけど、これも 820 万円ほど前年度から比べたら減になっているんですけど、どこに課題があって、どの項目が減になっているのか、もし分かれば教えてください。
農都創造部	環境創造型農業推進事業の決算額の前年度比較減額につきましては、令和 7 年度に 2 事業が影響していると考えておりまして、令和 7 年度の有機農業の産地づくり推進事業と環境創造型農業直接支払い事業の予算減額が関係していると考えております。有機農業につきましては令和 6 年度まで 3 か年の国の支援を受けておりまして、これが終了しました。また環境創造型農業直払い事業に関しましても、令和 7 年度から取組項目や単価の変更がありました関係で交付額が減少しております。いずれも予算の範囲内で、

	支援対象農家数や取組面積は維持できておりますので、しっかりと取組みが進んでおります。
上田委員	決算説明資料 310 ページの担い手支援事業の中で、繰越し明許等も関係あると思うんですけど、これは 1,200 万円増えています。どのような内容が増えてきているのか、市単独の農業機械等導入補助金が増えてきたのか。また市事業の農業を守り隊応援事業補助金が増えたのか。繰越し明許等の内容でこれだけの差が出たのか、要因を教えてください。
農都創造部	担い手支援事業の増額の要因ですけれども、まずは、市単独事業の集落農業守り隊応援事業については、令和 6 年度の 1,200 万円から 1,600 万円程度に増えております。また今年度、市単独の補助事業の集落営農組織への機械導入補助についても、令和 6 年度の 1,500 万円程度から、令和 7 年度、1,900 万円ということで、市の取組事業が大幅に増えていることが一つの要因として認識をしております。
上田委員	そのことを聞きたかったんです。ということは、新しい事業で小さな農家を守るということで 3 戸以上とか集落営農に力入れていくというところで、新しい施策を持ってきた。それがやっぱり増えてきとるということは、それだけの取組みが充実していっているということで、きっちり決算として押さえなければならないというところです。決算審査は、何に幾らかかったということではなく、どのような効果があったのかというところと、数字の面でも、これだけの成果がありましたという説明をいただきたかったので質問させてもらいました。 それから決算説明資料 310 ページ担い手支援事業のグリーンファームですけど、本当に東部を中心に頑張っておられるんですけど、ここで運営負担金 549 万 9,000 円の人件費が負担金及び交付金からでているんですけど、今のグリーンファームの現状をどう考えておられますか。
農都創造部	グリーンファームにつきましてはＪＡと市が出資して事業を行っております。ＪＡからは毎年、ＪＡ職員が派遣としてグリーンファームの運営に携わっております。市としては財政的な支援ということで人件費的な支援を行っております。グリーンファームの運営といたしましては、今、多紀地区を中心に約 35 ヘクタール、水稲、ＷＣＳを中心に、作物の栽培を行い、少しではありますけれども黒大豆、山の芋の栽培にも取組んでおります。令和 7 年度

	は 3 人体制で運営を行って、農地の保全と活用に向けて取り組んでおります。経営が難しい、厳しいというようなときもございましたけれども、何とか安定化に向けて、少し黒字化に向けて取組んでおります。これまでの課題としましては、農業用機械が大変高額ですけれども、更新に向けて課題を抱えておりましたけれども、この 3 月に国庫補助も活用しながら、機械の導入を進めまして、維持管理に向けて取り組んでいるところです。また今後の経営方針についてもＪＡと連携しながら、改善点を今、グリーンファーム、ＪＡ、市の 3 者で検討を進めております。今後、状況が報告できればと思っております。
上田委員	ＷＣＳとは何か説明をお願いします。
農都創造部	ＷＣＳはホールクロップサイレージといいまして、それを略してＷＣＳとなっております。これは何かといいますと、畜産専用の稲があるんですけれども、それを刈り取って密閉して発酵させて、餌にするというものになっております。
小畠委員	トータル的に判断しないといけないと思うんですけど、まず決算説明資料 299 ページ、農業遺産推進事業のほうで、世界農業遺産専門家委員会から専門的な助言を得て、第 2 次保全計画に採用したとあるんですけど、主にどのような点が採用されたんでしょうか。
農都創造部	今回、専門家委員会による評価また助言としましては、規模の異なる農家全体で栽培面積の維持に取り組むことが望まれるということが 1 点目。2 点目に、多様な者を巻き込み取り組むことが望まれるということ、3 点目に栽培環境が厳しくなると見込まれる中、生産体制の強化や栽培技術の向上を図ること。また、黒大豆の優良種子の確保保全についてサポート体制の充実を図ること。4 点目には日本農業遺産のロゴマークの活用を一層促すこと。5 点目には有機農産物への関心が高まっていることから、黒大豆に対する消費者の需要の変化に合わせた新商品の開発という 5 点が助言となっております。丹波篠山市においては、これまでからこの 5 つについては既に取り組んでいることが多く、それらを改めて書き起こしていく作業に入らせていただいたというところです。多くの規模の異なる農家については、小さい農家でもスクールを一緒に開催したり、栽培講習会を開いていくといったようなこともしておりますし、関係人口の増加につきましては、視察の受入れであったり、都会からの観光農業者の受入れということが

	既に農家さんのほうでも進んでおります。異常気象の対応などについては、種子農家さんへの研修や、土壌水分計などを用いた情報発信などを行っております。またオーガニックビレッジ宣言につきましては、現在オーガニックビレッジ宣言のワクワク農都づくり協議会で、有機農業に向けた栽培実証なども行っていますので、それらを改めて書き起こしていくという作業をさせていただきました。
荒木座長	この専門家委員会さんの報告書をまとめたもので、この検討取組をまとめた資料みたいなものはございますか。
農都創造部	資料といたしましては専門家会議の正式な助言の通知書がございますので、後でお示させていただきます。また、これらをまとめて、最終的に新しい保全計画というのを農林水産省に提出しておりますので、それについても改めて皆様方に提出させていただきます。
小畠委員	今、説明いただきましたように農業遺産の事業は、農地の利用促進、地域計画、担い手支援、それから特産物振興事業など全部に関係があると思います。農家所得向上と担い手確保というところに、究極的には行くのかと思っています。さっき言われたみたいに例えば担い手支援のほうで小学校区というところを提案されました。今後、各集落からその範囲に広げて、例えば自治会長会であったり、まちづくり協議会で、また各地域の農業協力員さんにやっぱり自分事として考えてもらえるような取組みが要るかと思うんです。それは例えば今、担当課が持っているいろんな資料を、どんどん出していって、これはもう将来大変ですよというところを見える化することが要るかと思うので、その辺りについて、お考えをお聞かせください。
農都創造部	地域計画の中でもご説明させていただきましたとおり、なかなか集落だけで農地を維持していくというのは、農家戸数、農業者のリタイア等々によりますと難しい問題がいっぱい出てくるのではないかと思っております。そうした中で、一つのきっかけとして、地域計画を進めていく中では、小学校区単位ということで複数の集落が情報共有を始めるところからが一つの方法かと考えております。地域計画の取組であったり、中山間地域の交付金の活用方法、広域化という面であったり、多面的支払交付金の取組みの広域化、こういったものも小学校区単位が一つのキーワードになってくると思っております。まちづくり協議会ごとの計画には

	コミュニティや福祉以外にも農業といったような分野の計画も挙げておられる地域もあります。そういったことも踏まえて、農業分野においても、小学校区を一つの単位とした物事の考え方を取り入れていけたらと思っております。
小畠委員	自分事ということは、一つは危機感を共有していただくということがあるので、将来的には農家さんがこの程度にまで減る、しかし農地の面積は変わらない。そしたら、どういうふうにするのかというところを、多分、一部の方は認識があるかもしれないですけど、やっぱり多くの農家さんにその辺りを意識していただくことが必要なので、ぜひ一層の取組みをよろしくお願いします。
前田委員	小畠委員の続きになるんですけれども、18 地区の全地区で出来たというふうに理解していいんですね。地域計画ができたんですけれども、小畠委員が言われたように、本当にそこに住んでいる農家の役員さんの間ではかなり広く共有されていると思うんですけども、それを地域全体に広げる取組みは、18 地区の中でどのように進めておられるのか教えてください。
農都創造部	地域計画を進めていく中で、農地を保全していく、農地を継承していくためにも、行政の情報を伝達していくことが大事と思っております。また、それだけでは難しいとも思っております。それぞれの集落の取組をアンケート方式で調査させていただいて、その内容を地域の中に還元しております。優れた取組に対しては直接、地域の方々が地域の方々に対してお話を頂いただくというような場面もつくりながら会議を運営をさせていただいております。それぞれの集落の取組みが突拍子もない良い取組みというふうなことで、自分たちは思っておられないことも、よその地域からしたら気づかされる部分もあろうかと思います。そういった地域のささえない取組みを我々も引き出しながら、昨年の会議を進めさせていただきました。またそういったことも今後、取り入れながら引き続き取組んでいきたいと思っております。
前田委員	本当に農家の皆さんの全員の思いにならないと進んでいかないと思いますので、ぜひ取組みをお願いします。
金崎副座長	決算説明資料 306 ページ環境創造型農業推進事業について、事業の概要の 1 番下のところですけれども、有機農業、産地づくり推進事業補助金についてなんですが、先ほど説明いただきましたオーガニックビレッジの取組みやマルシェの開催をされているということで、63 万 3,100 円が上がっているんですけれども、昨年

	と比べさせてもらいましたら、昨年は約 460 万円ぐらいなので、大幅に金額が違っているところの説明をお願いしたいです。
農都創造部	有機農業の産地づくりの事業の前年度比の予算の差でありましたり、それは取組みにどのような影響があるかという点かと思います。先ほど環境創造型農業の全体予算の減額について少し触れましたが、令和 6 年度までは国の支援事業を 3 か年受けて令和 6 年度が最終年ということでございました。この国の支援を受けられた間、まず、生産面で 1 番大きな課題でありました有機農業が、どのような栽培技術であるか。主に水稲栽培でどのような生育をたどるかを慣行栽培と比較をしました。ＩＣＴの機器を活用しまして遠隔的な確認やデータ取りに、システムを令和 6 年度までは活用しておりました。そういった委託事業の金額が大きく、国の支援によって取組んでいました。それらの情報を収集した結果をもちまして、令和 6 年度に事例集という形で、資料化に努め、完成をさせました。令和 7 年度からはそうした令和 6 年度までに積み上げたものを活用しまして、令和 7 年度の予算の枠内で優先度合いをつけて、取組みを進めました。
荒木座長	今のページの有機栽培実証の事例集のことですが、こちらの作成ができて私も非常にうれしかったんですが、これをこの後どのように、これを踏まえて今後の方向性、取組んでいかれようとされているのか教えてください。
農都創造部	事例集の活用、並びに今後のさらなる生産技術を深めていく取組みを進めていくかということですが、事例集につきましては、できたものは農会長の皆様にお配りしたり、技術の勉強会という有機農業者の方を講師に、市内で開催をしておりますので、参加者の方にお持ち帰りを頂いて参考にしていただいています。また認定農業者の皆さんとも共有し得られた情報については開示をしていくということを進めております。有機栽培で課題となります雑草の管理状況と収量の調査関係性を、普及センターの皆さんの協力も頂きながら、令和 8 年度は引き続き、調査をして、これも数か年の情報を蓄積し収量にどのように影響するかということを見える化し、できるだけ有機栽培に取り組んで頂きやすい環境を整備していきたいと考えています。
荒木座長	ぜひこの取組みをさらに続けて取り組んでいってもらいたいと思います。 あと 1 点、決算説明資料 297 ページですけれども、お茶振興に

	ついてです。令和 7 年度から取組み、振興計画の策定中だと思うんですが、そちらの進捗状況と、大国寺と茶まつりが今年は中止だったことも踏まえて、今後の方向性であったり、その辺りのこと進捗状況と、今後のお茶振興について、お考えありましたらお聞かせください。
農都創造部	まずお茶の振興についての現状ですけれども、昨年度は 3 回ほど会議をして、今年度はお茶の事業者、3 事業からヒアリングをまず実施いたしました。その後、個別のお茶農家さんからお茶の収益性の状況についての調査を行っておりまして、今、それを普及センターと一緒に分析をしているところになります。これをもって、新規に茶を始める方の収益についての見込みが出てくると思っております。どこにテコ入れをしていくかというのも一つは見えてくるのかないうところであります。今、秋が始まってしまいましたので、お茶農家さんも、お茶だけでやっていらっしゃるわけではなく、それぞれほかの農業とかの兼ね合いもありますので 10 月いっぱいはちょっと会合するのが難しくなってきます。10 月末から 11 月頭にかけて 1 度また会合を持っていきたいと考えております。やはり地域が望む将来の在り方というものをしっかりと引き出して、みんなで共有をして、それにどう行政やＪＡが寄り添っていけるのかというのを中心に考えていくのを、今の方針として進めているところであります。お茶まつりにつきましては、今回、会場の駐車場としてお借りしている施設が使えないということがあって、お客さんが多く来て渋滞が危ないということもあって中止になったところであります。私が現在、聞いているところではまだ来年度どうするかの話までは行っていないというところです。お茶の事業者さんとしては、来年度も今年度、お茶の事業者さんだけで新茶ウィークを実施されたわけですけれども、お茶祭りが中止になっても、何らかの形、今年の新茶ウィークみたいなものを実施して、お茶のＰＲには努めていきたいとに伺っております。市としてもそれをお手伝いできればと考えています。
荒木座長	今の説明をお聞きましたら、新しくお茶を始める方がいらっしゃるみたいなことで聞かせてもらったんですが、今の栽培面積がどれくらいなのか、ちょっとイメージが分からないので教えていただきたいです。それから、お茶は新茶シーズンでなくても年間通してあるものなので、それはほかの農産物にない魅力だと思います。今、インバウンド関係にもお茶がすごく人気と聞いており

ますので、その辺のことも進めていっていただきたいと思います。面積だけ知らせていただけますか。

農都創造部　　昨年度調査したところお茶農家さんが約 45 件、約 11 ヘクタールでお茶を栽培されている状況です。

■農都整備課

【主な説明】　農都整備課　　決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

本多委員　　決算説明資料 317 ページ市単独土地改良事業ですけど、補助件数について、当初予算だと予定 18 件だったと思うんですが、実際 13 件ということと、また執行額が半分以下になっていると思うんですが、この理由を教えていただきたいです。

農都創造部　　まず補助金の件数の減ですけども、この補助金につきましては三つのタイプが設けられておりまして、通常の水路が傷んだとか、ポンプが傷んだという機能更新型、それからため池応急型、それと多面的機能型があります。この件数につきましては、昨年度の実績をもとに当初予算を要求させていただいておりますので、件数は実際に減ったというところになります。また、金額ですけども、1 番大きなのは災害復旧型で減額となっています。金額と件数の減により、当初予算から決算額が減ったというところです。

本多委員　　前年度が 18 件だったということで、当初予算も 18 件にされたということですけども、18 件ぐらいを想定されている中で、今回 13 件だったっていうことですけど、こちらは課題としては特にないという認識でよろしかったでしょうか。何か見落としであるとか、このような事業があることが届いていないとか、そういった課題とかあれば教えていただきたいです。

農都創造部　　今回、補助漏れというものに関してはございません。ただし、今回、市の補助金につきましては、地元が 7 割、市の補助金が 3 割ということになります。今回の修繕につきましては、少額な事業となっております。国庫補助事業対象としては 200 万円以上が対象となりますので、今回は少数ですけども 200 万円を超えるような事業も実際ございました。そちらについては、国庫補助事業に切替えて申請をしていくというところが 1 点ございます。あと、

	地元の中で多面的機能支払い交付金事業が市内 8 割をカバーしておりますので、多面的で実施していただくところもございますので、補助漏れということではなくて、別事業に切替えもありますし、多面で実施されたというところもあります。
小畠委員	決算説明資料 315 ページのため池等整備事業と、それから 314 ページの県営土地改良事業の両方にかかるんですけども、まず、ため池のほうで、説明があったように令和 7 年度は少雨でなかなか用水が大変でした。そのために当然ため池が必要になってくる地域は増えるかなと思うんですけど、まずは今までの流れ的にため池をそんなに重視してなかったところがあると思うんですけども、今後、小雨であったり、大雨の関係で県営土地改良のほうでは、このため池事業は県の支援で地元負担ゼロというふうになっているんですけど、この事業は今後もため池に関しては継続されるのかというところが 1 点と、あと、県営事業の中で、下から 8 番目の用水路についてはこの地元負担が出ています。そして少し市の負担もパーセンテージが違うんですけど、この辺りについて説明をお願いします。
農都創造部	ため池整備事業につきましては、平成 24 年度に農村地域防災減災事業という事業が創設されました。それまでは、ため池の改修については、数%の地元負担があって、なかなかため池の改修が進まなかったという経緯がありましたが、実際、地元負担がゼロになって改修要望が増えたという事実もございます。ただ、このため池の整備事業につきましては、これまで行っておりますため池の定期点検によって漏水があるため池、危険度の高いため池を優先的に整備しているところです。地元負担について、この事業は、東日本大震災を契機に創設された事業で、農業用水の確保という意味でため池を整備するというのは当然あるんですけども、それに加えて防災面において整備をするということで、国のほうが地元ゼロという事業を創設されたということがございます。一方、農業用水の整備については、国のガイドラインに沿って、地元負担が発生しているのですが、これについては、ため池もそうですが、ある一定規模の特定の受益者がいらっしゃることから、一部受益者負担を頂いています。
小畠委員	そしたら防災の関係でいうと、これから点検管理、それに匹敵する案件だったら地元負担はゼロというとこでよろしいでしょうか。

農都創造部	これはあくまで国の補助事業ですので、今のところですけども、地元負担ゼロの事業でいけるであろうとしております。
上田委員	決算説明資料 305 ページの多面的機能支払交付金事業のことでお聞かせください。今回、多面的機能支払交付金は本市で令和 7 年度は 2 億 6,295 万 5,000 円とされております。先ほど耕地面積の 8 割が網羅されているということでしたけども、これは毎年度、交付金の申請が必要だと思うのですが、残りの 2 割はどのような状況なのか。もう初めから要らないのか。いやいや、相当山間部の耕作放棄地で、これに入っても仕方ないとか、自治会等の高齢化で取組むのが少ししんどいという状況なのか。2 割の内容を教えてください。
農都創造部	多面的機能に取組まれておられましたけども、今おっしゃられた役員の成り手不足というところでやめられた組織が現実はございます。ただ、多面的機能支払交付金の広域化を地域のほうで、具体的には今田町ですけども、動いていただいておりまして、やめられたところも、何とか多面のほうに入ってやっていこうというような方向になっているというふうには聞いております。そちらについては大変、市としてもありがたいことになりますので、経緯を見守っていきたいと考えております。
上田委員	一般質問をされた議員もおられたと記憶しているんですけども、実際に今の毎年度、実施状況報告書を提出し、なかなかそういう事務的なものも大変だというところで、私もやめられたところがあるのかなというふうに思っています。8 割が取り組まれておるというところで抑えるのか。先ほど言った今田町のほうで、広域化を目指して動かれているというのを、ほかのところにも広げていくのか。今後の取組み方法について、実際どう考えているのか。実際にこれは本当に農地とか資源とか長寿命とか様々なものに利用できてありがたい制度です。この多面的機能というのは、山間部については農地を守るということで、農道とか水路だけでなく、獣害柵の点検とかにも交付金が使えるようになっています。これは相当な有利なものであるので、その辺はどう考えておられるのか。今後、止めところもできるだけ使えるように考えておるのか、その辺りのことについて教えていただけますか。
農都創造部	今後、未取組の組織ですけども、実際、農業用施設において修繕等の要望を聞いています。場合によって取り組まれていない現場もございますので、この多面的の事業の説明をしながら、これ

	であれば交付金として全てできますよというような説明もしながら、今後もこれを継続して、2 割の皆さんにも取組んで頂けるような形が丹波篠山にとっては良いことになりますので、この啓発については、継続してきたいと考えております。
上田委員	丹波篠山市の組織ではこういうことはないと思うんですけども、虚偽の申請とかがあって交付決定が取り消されたり、返還命令が出されるこれ事もありますね。そういうことが今まで、また令和 7 年度にあったのか。そこはどうでしょうか。
農都創造部	今、不正な申請についてはございません。ただし、令和 6 年度に会計検査がございました。その中で、この多面的機能の交付金につきましては、農地の面積によって、交付してますが、その中で田と畑で単価設定がされておるんですけども、地目の誤りであったりとか、場合によっては、駐車場になっておったというようなことが判明しております。そちらについては、補助金の返還ということをしていく事務のほうは進めております。
上田委員	解釈の違いとか、若干の見逃しがあった中で、面積要件が若干足らなかったというところがあったということで、地域の方にとっては、重荷になっているところもあるんですけども、それでもきっちり取り組まれているということで安心しました。
小畠委員	関連ですけど、多面的機能交付金のお金の決定がちょっと遅れつつあるのかなと聞いております。それは多分、申請があってそれを精査して、そこから配分が決まると思うんですけども、それが一つの原因と見てよろしいでしょうか。
農都創造部	補助金の交付の時期につきましては、例えば、今年度ですと 9 月末にさせていただいたんですけども、今回、全国的なことにはなるんですけども、多面の国全体の予算としては、一定を確保してある状況になります。ただし、広域化であったり、取組される組織が増えるというところで、国の予算の決定から市のほうへの内示が、少し遅れているというところがあります。あわせて、これはもう数年前から続いているのですが、多面の事業の中で、長寿命化の予算については、一度、予算化されて、その中で予算調整されて、改めて追加で配分されるというようなこともございますので、2 回に分けて交付させていただいたりということで、組織の皆さんには、こんなに時期が遅れるということでご迷惑をかけたんですけども、持ち越しをしていただきながら有効に活用していただきたいというようなことが原因でございます。

小畠委員	もう 1 点、決算説明資料 317 ページの市単独土地改良事業についてです。決算の金額を見ると前年度より減少しているところがあるので、その理由をお聞かせ頂きたいのと、これからどんどん農業関係の施設は老朽化して大変なるかと思うんですけど、地域の農業関係の方々は、自己負担分みたいなものをちゃんと積立てておられるのか。ここでできる支援は何%か当然自己負担が要ると思うんですけど、その認識が地域にあるのかについてお願いします。
農都創造部	令和 6 年度からの決算の減額分についてですけども、多面的機能型につきまして、今回、1 組織に対する交付がありました。災害復旧型の減が大きな要因ではあるというところでございます。あと、地域の農業用施設についての積立ての状況ですけども、これは私が今まで関わらせていただいた水利組合の皆さんのお話ですけども、実際に積立てられておられる組織もございます。また、全く積立てをされてない組織もございます。この辺については、できるだけ農業施設の維持をしていただかなければならないので、今後、積立てていただきたいというところはお話するんですけども、現実的には追加で修繕費を徴収されるところもございますので、水利組合によってまちまちというのが現状かなというふうには感じております。
小畠委員	市にお願いしてから自己負担ありますと聞いて積み立てがないという話も聞くので、その辺りは事前に周知をしていただいて、今後、老朽化していろいろと相談が出てくると思うので、担当課として対応よろしくお願いいたします。
前田委員	資料で頂いている未収金の件ですけども、どういう状況か説明していただけますか。
農都創造部	令和 7 年度分の未収金についてですけども、内容といたしましては、土地改良事業になりますので、地元負担が発生するんですけども、地元負担金の未収金ということになっております。こちらについては、令和 3 年、令和 4 年の 2 名の方になっております。
前田委員	水利組合とかではなく個人ということになりますか。
農都創造部	個人の方になっております。

■農業委員会事務局

【主な説明】
農業委員会事務局　決算説明資料に基づき説明

【主な質疑】

小畠委員　決算説明資料 288 ページの農業委員関係費のところで、農業委員さんの定数 19 というのは、考え方としては旧小学校区に 1 名ということでよろしいでしょうか。

農業委員会事務局　校区に 1 名ということではございません。定数を算出する方法がございまして、その中で 19 名ということになっており、ちょうど丹波篠山の 19 地区の数と一致しているということでご理解いただけたらと思います。

小畠委員　選出いただくのは、イメージとしては各小学校区から 1 人かなと思ったりもするのですが、そうではないということでよろしいですか。

農業委員会事務局　選出方法としては、各自治会長会のほうに、校区から 1 名選出していただくようにということでのご依頼をしているのですけども、農業委員さんに関しましては、西紀地区が全体の面積の中で、農業委員さんは 2 名の選出ということで、西紀地区だけが 3 名の応募ではないという状況ではあります。

小畠委員　そういう規定になっているのではなく、たまたま人数が足らなかったから他から誰かを充足してもらったという考えになるんですか。

農業委員会事務局　基本的にはそういう形になります。

小畠委員　次に決算説明資料 291 ページ農業委員会事務局費の農地法の申請受付実績です。今回この 3 条と 5 条申請がちょっと増えているんですけど、3 条と 5 条申請は連動するような形で考えたらいいのかが 1 点と、もう一つ、公共事業が相当増えているんですけどこの要因をお願いします。

農業委員会事務局　3 条、5 条につきましては連動ということではなく、3 条申請につきましては、農地を農地として売買する申請になります。5 条申請につきましては、農地を転用して違う方への所有権移転という形になります。3 条申請が多いから 5 条が増えるということではございません。公共事業につきましては、昨年度は、ため池の改修の工事の関係で土地改良事務所からの申請が増えていると認識しております。

小畠委員	これは農業委員会のほうでもため池のほうを申請するというふうなシステムになってるということでよろしいですか。
農業委員会事務局	公共事業でため池の改修されるときに、農地を進入路として一時転用される場合と、ため池を浚渫して仮置きする一時置場みたいな感じの農地の使い方がありまして、一時転用にするために土地改良事務所等が公共事業として農業委員会のほうに報告という形で申請を上げてこられます。ですので工事が終わりましたら元の農地へ戻すということになります。
小畠委員	3 条申請は田んぼを田んぼとして買うということで理解しました。5 条申請の転用の主な活用方法はどのようになっていますか。また、ある程度特定の地域に偏りがあるのかお願いします。
農業委員会事務局	令和 7 年度の 5 条申請の転用内容ですけども、1 番多いので建売り分譲住宅が 7 件ございます。次に多いのが資材置場ですとか露天駐車場等が 5 件、次に多いのが一般住宅ですとか、それに付随する庭が 4 件ということで、市内全域いろんな申請はあったんですけども合計 31 件です。建売り分譲が多いのは味間地区とか、黒岡のあたりが多かったです。
上田委員	決算説明資料 290 ページの農業委員会事務費、令和 6 年度に比べて令和 7 年度が 238 万 6951 円減になっています。この要因が分かれば教えてください。
農業委員会事務局	令和 6 年度と 7 年度の差ですけども、令和 6 年度につきましては委員さんの改選ありまして作業服を買われて、その分の費用が 180 万円ほどございました。それと令和 6 年度は農業委員会のサポートシステムというのがあるんですけども、それの改修費用がありましてそれに 77 万円を支出しております。それが令和 7 年度にはございませんので 200 万円近くの減少ということになっております。
上田委員	この内容が農業委員関係費になるのか、農業委員会事務局費になるのか、少し不明なんですけど、農業委員関係費の中では、農地パトロールによる遊休農地の把握とか、遊休農地の発生防止に取り組んできめ細やかな地域の相談活動も行っておられます。そして農業委員会事務局については、法的事務等の許認可事務とか進達業務、農地パトロール等の促進事務を行っておられます。ここに書かれている農地法の申請受付け実績だけじゃなく、遊休農地とかの相談業務等もいろいろあるのではないかと思うんですけども、遊休農地等の相談とか実情とか増えてきているのか減って

	きているのか。もし分かれば状況を教えていただいたらうれしいです。
農業委員会事務局	遊休農地の把握につきましては毎年8月、今年でしたら3日から10日にかけて市内6地区それぞれ農業委員さん、推進員さん等で農地パトロールを実施しております。今年度分につきましては今、集計作業中ですけども、毎年、農振農用地を中心に農地パトロールをして遊休農地の発見をさせていただいて農地につきましては、その所有者に対して利用意向調査を文書で送付しまして、今後どうされるかというようなことを確認する作業を毎年行っております。最近の相談で多いことですけども、最近につきましては所有者不在の農地がございまして、その農地を何とか耕作したいけど連絡先が分からないですとか、もう所有者や連絡する方がどこにおられるかも分からないという相談があって、荒れ放題になっており何とかしてほしいというような相談が最近もたくさんあります。そういったケースにつきましては、県の制度がございまして、それに基づいて農業委員会のほうで相続人の探索をさせていただいて、もし探索で見つかって借り手も見つかれば、権利設定をして耕作をしてもらうというような制度がございまして、その辺りで活用していただく件数が去年、今年で4件ほど、そういった農地で解消に向けた動きというのをすることができております。今後もそれがどんどん増えてくるかなというふうには思っております。県の農林機構と連携とりまして、そういった相談がありましたらつないでいくということで対応しているところです。
上田委員	ここにある法的事務等の許認可の事務等については、ここに書かれている以外に、様々な現場に対応した仕事をされているということは把握しておりますし、忙しい中、きっちりと令和7年度においても対応いただいております。あとの遊休農地の関係ですけど、令和7年度の289ページの農業委員関係費にあるのは農地パトロールで実施日が8月1日から8月6日に行われたというところで、先ほど文書による指導とかいうことも言われたんですけど、やっぱりなかなか市内広い中をずーっと農地パトロールというだけで遊休農地の追跡調査で回られるのは、やはりなかなか難しいなというふうに思うんですけど、やっぱりそれは地域の農業委員さんとか推進委員さんとかの情報に基づいて、やはりその場所等を決められて、文書等の指導についてはある程度、相当ひど

	い遊休農地等に対してされているのが現状なんでしょうか。
農業委員会事務局	おっしゃっていただいたとおりでございます。あと農地パトロール以外にも、特に農地利用最適化推進員さんが 19 名いらっしゃいますので、その方もそれ以外の毎月のパトロールを独自にはさせていただいておりまして、毎月行っております全員協議会という 38 名全員が集まる会があるんですけども、その中で地区からの報告いうことで、ひどい案件については報告頂いて、みんなで共有して、解決に向けて取り組んでいる現状です。
上田委員	はい、分かりました。ちょっとここに書いてあるとおり、遊休農地等の発生防止に取り組まれるというところと地域の相談活動もいろいろされてると思いますんでの、単なる法的事務の一方的なことじゃなしに、地域等の相談活動もなかなか大変だと思いますけども、これからもきちっとした対応よろしくお願いいたします。
荒木座長	同じく関連なんですけれども、農地の草刈り問題などで農業委員会に相談に行くケースもあるのかと思うんですが、30 年以上、所有者とは別の方が耕作していたのですが、農業委員会から草刈りをしてくれという文書が地権者のほうに急に来たので、びっくりされたというケースがあったんですが、経緯として、きちっと農地に関して調べた上でそうなったのか、その辺の相談に対しての対応の仕方は、どのようになっているのかお聞きしてもいいですか。
農業委員会事務局	ケースケースでいろいろあるんですけども、基本的には委員さんが調べたものですとか、相談があったものについて、こちらで台帳で調べて、現場を見て、その上で実際に荒れている状態であれば、通知を出して適正な維持管理をしてくださいというような文書をお送りするというのが一般的な対応でございます。ただ、相談の中で、自治会ですとか、そういった代表の方から何とかしてほしいというようなことがありましたら、それも現場を見て通知を送るということで、農業委員会が勝手にするということでなく調査もしくは申出があった案件について現場を見て、適正な維持管理をしてくださいというような文書を出しているのが現状です。今、座長さん言われましたケースが、どういうケースなのかちょっと分からないところがあるんですけども、耕作者と地権者が違っているケースであったりで、地権者に突然届いてびっくりされたようなケースがあったと聞いています。そのお話ではない

かと思うんですけど、それは、その方がお名前も出してもいいので、その所有者に送ってくださいというような申出がございまして、それで所有者に送ったという経緯は最近ございました。ただ、それはまれなケースで、なかなかそういうケースはないんですけども、申出によりましてそういう対応をとらせてもらったケースもございます。

荒木座長　　はい、ありがとうございます。相談の中で、所有者はこの方だからこの方に送ってくれと言われたケースがあったということですね。了解いたしました。

■議員協議

荒木座長　　本日の会議の記録については、事務局に調製させ、座長、副座長において内容確認を行いたいと思います。

―異議なし―

金崎副座長　あいさつ

散会